

タイトル	アルコールを身体に保有した状態でスマートフォンの画面を注視しながら自動車を運転し、歩行者四名に衝突して三名を死亡、一名を負傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認め懲役二二年を言い渡した事例（小樽飲酒ひき逃げ事件第一審判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，51(3)：365-377
発行日	2015-12-30

〈判例研究〉アルコールを身体に保有した状態でスマートフォン画面を注視しながら自動車運転し、歩行者四名に衝突して三名を死亡、一名を負傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認め懲役二二年を言い渡した事例（小樽飲酒ひき逃げ事件第一審判決）

札幌地裁平成二七年七月九日判決（控訴）

（平成二六年（わ）第六四四号…道路交通法違反、過失運転致死傷被告事件（変更後の主位的訴因危険運転致死傷、道路交通法違反）（予備的訴因 道路交通法違反、過失運転致死傷）（判例集未登載）

神 元 隆 賢

【事実の概要】

平成二六年七月一三日午後四時二八分頃、北海道小樽市銭

函の海水浴場近くの見通しの良い直線道路上（南北道路、幅員四・七メートル、歩車道の区別なし、衝突地点の約一六〇メートル手前から被害者らを認識可能）において、被告人運

転の普通乗用車が時速約五〇ないし六〇kmで南進中、スマートフォンを取り出して約一五秒ないし二〇秒程度、顔を真下に向けてスマートフォン画面を注視してLINE（ソーシャル・ネットワーキング・サービスのアプリケーション）を立ち上げようと操作を続けていたところ、左前方を二列に固まって南に歩行していた被害者A（当時三〇歳）、被害者B（当時二九歳）、被害者C（当時二九歳）、被害者D（当時三〇歳）に気付かないまま、同人らに自車左前部を衝突させ、同人らをはね飛ばして路上に転倒させ、A・B・Cを死亡、Dを負傷（加療約一年間を要する右大腿骨骨幹部骨折、頸椎骨折等）させた。被告人は、車両の運転を停止してA・B・C・Dを救護する等の措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告せず逃走した。その後、被告人は友人複数に電話で事故を起こしたと相談し、近くのコンビニエンスストアでたばこを購入後、事故から約一七分後に自ら一一〇番通報し、現場から約七〇〇メートル離れた路上で警察官に見えられた。被告人は警察官から職務質問、任意の事情聴取を受け、事故翌日に通常逮捕された。

事故発生前、被告人は、事故前日の正午頃に起床して夜間

勤務を終え、睡眠をとらずに、事故当日の午前四時三〇分頃にビーチに到着し、その後、正午過ぎ頃までの七時間半近くにわたって、つまみを口にするともなく、分かっているだけでも生ビール中ジョッキ四杯、三五〇mlの缶酎ハイ四、五缶、焼酎のお茶割り一杯といった酒を断続的に飲み続け、泥酔して二時間程度寝込んでしまい、目を覚ましてからも、シャワーを浴びた後の着替えがないという理由で、客席からも見える海の家の厨房内に下半身も露わになった全裸のまま入り、店の関係者から注意されるなど、第三者から見ても、まだ酒が残って酔っていると窺われるような行動をとっていた。最後に酒を飲んでから四時間半程度経過した運転開始直前の時点においても、被告人自身の感覚として、「まだ二日酔いのような状態であり、体もだるく、目もしょぼしぼするなど、体に酒が残っている感覚」があった。さらに事故から四四分後の段階で、被告人の体内から呼気一ℓ当たり〇・五五mgのアルコールが検出された。

以上の事案につき、札幌地検は当初、過失運転致死傷罪（自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転致死傷行為処罰法」）第五条）、ひき逃げ運転における救護義務違反罪（道路交通法（以下「道交法」）第七

二条第一項前段、同法第一一七条第二項）、同報告義務違反罪（道交法第七二条第一項後段、同法第一一九条一項一〇号）、酒酔い運転罪（道交法第六五条第一項、同法第一一七条の二第一号）を訴因として公訴提起した。これに対し、被害者の遺族らによる被害者連絡会は、より重い危険運転致死傷罪（自動車運転致死傷行為処罰法第二条一号、酩酊運転致死傷罪）の適用を求めて署名活動を展開し、札幌地検に訴因変更を要請したうえ、同趣旨の上申書を最高検にも提出した。集まった署名は二か月で約七四、〇〇〇名に至った。^①その後、札幌地検は、危険運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪に訴因変更し、さらに過失運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪、酒酔い運転罪を予備的訴因として追加した。^②求刑は危険運転致死傷罪等の主位的訴因につき懲役二二年、過失運転致死傷罪等の予備的訴因につき懲役一四年であった。

一方、被告人及び弁護人は、被告人が事故当時、身体にアルコールを保有した状態であったことについては争わなかったものの、被告人は普段酒を飲んでいないときにもスマートフォンを操作するなどしてよそ見をしながら運転することがあり、本件事故の原因となったよそ見運転もアルコールの影響

響によるものではないから、過失運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪及び酒酔い運転罪を適用すべきで、量刑も懲役九年が相当であると主張した。

【判旨】

有罪（懲役二二年）。

「そもそも、この道路を時速五〇ないし六〇キロメートルという速度で車を走行させながら、一五ないし二〇秒程度もの間、下を向き続けるなどという運転の態様自体が、『よそ見』というレベルをはるかに超える危険極まりない行動としか言いようがない。二、三秒ならまだしも、およそ『よそ見』とは次元が異なる。事故の恐怖を感じることなく、こうした運転ができること自体が異常であるし、携帯電話の画面を見ながら運転することがある人にとっても、ここまでの危険な行為は自殺行為に等しく、正常な注意力や判断力のある運転者であれば到底考えられないような運転である。このような運転の状態で、『前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができている状態』と対極にあることは、誰が見ても明らかである。したがって、被告人は、本件の当時、道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身

の状態、すなわち、正常な運転が困難な状態にあったことが客観的に見て明らかといえる。

そして、被告人がこれほどまでに異常な運転をしたのは、表面的にはスマートフォンの操作に熱中したことによるものであるが、それは、とりもなおさず、運転をする者の務めとして常に前方の安全を確認しながら車を走行させなければならぬという最も基本となる注意力や判断力をほぼゼロに等しいくらいに失っていたからにはかならない。被告人自身、この道路の人通りが少ないとはいえ、歩行者が通ることもあることは分かっていたというのに、本件では、まずスマートフォンを操作しようとする段階から、歩行者の確認という点につき全く意識すらしていなかったというのであって、このことから、被告人の注意力等が著しく減退していた様子を見て取ることができる。さきに見たとおり、酒の影響による体調の変化を本人が自覚するほど被告人に酔いが残っていたことを併せ考えると、このような単なる油断では説明の付かないような著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的に見て、まさにその酒の影響によるものとしか考えられない。二、三秒程度であれば、何かの拍子に手元やスマートフォンなどに気を取られることはあるかもしれないが、一五秒から

二〇秒にわたって、例えば酒も飲んでいない人の注意を引きつけてやまないような特異な画面があるとはとても思われない。実際、被告人は、LINEを立ち上げようとしていただけである。被告人は、体に酒が残っていないと仮定しても、今回の事故を起こしたであろうなどとも述べているが、現に体に酒が残っていると自覚している人間が、あれだけ注意力等を極端に欠く運転をしておきながら、何の根拠があつて酒の影響が全くないなどと言い切れるのか、理解に苦しむところである。結局、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて人を死傷させたことは明らかである。もとより、被告人は、酒による身体の変調についての自覚もあり、特段運転中に意識を失ったりすることもなく、自分の行った危険な運転行為について余すところなく認識しているのであるから、故意についても問題なく認められる。

なお、被告人は、普段酒を飲まずに運転するときでも、スマートフォンを操作するなどしてよそ見をしながら運転することがあつたなどとも述べている。しかし、今回の事故の原因が単なる『よそ見』というレベルから大きくかけ離れていることは既に判断したとおりであるし、また、被告人がいう

『普段』にしたところで、道路等の前提条件や運転の具体的態様等を含めて本件の事故のときとすべて条件が同一であるなどといったことはないのであるから、比較の意味も乏しい。仮に、被告人が本件事故の直後、事故の原因が酒ではなく普段の『よそ見』と同じだと考えていたというのであれば、その判断自体がまさにアルコールの影響で相当鈍っているとか言いようがないし、今も同じだと考えているとなると、運転とは名ばかりの行為を運転と言うに等しく、常軌を逸している。いずれにしても、今回の異常な運転におけるアルコールの影響を否定する理由になるとは全く考えられない。……今回の事件は、被害の大きさだけをとってみても、アルコールの影響による危険運転の類型の中で、これまでの例を相当上回る重みがあると考えられるし、しかもひき逃げまでしているのであるから、被告人が被害者や遺族に謝罪していることなどを考えても、懲役二年とするのが相当である。」

【評釈】

一 本件で問題となるのは、以下の三点である。

第一は、被告人が事故前に相当量のアルコールを身体に保有していたこと自体は疑いないものの、本件運転行為がはた

して自動車運転死傷行為処罰法第二条一号の「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為」、いわゆる酩酊運転に該当し、かつ、酩酊運転に「よって、……人を死亡させた」と言えるかという点である。自動車運転死傷行為処罰法及び道交法上に規定される飲酒運転の程度は、軽い順から、酒気帯び運転、酒酔い運転、酩酊運転の三つに分類される。

酒気帯び運転は、道交法第一一七条の二の二第三号に規定される「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」での運転で、呼気一ℓ中アルコール濃度〇・一五g以上（血中濃度〇・〇三%以上^③）である。

酒酔い運転は、道交法第一一七条の二第一号に規定される「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」での運転で、呼気中のアルコール濃度の基準はなく、直立不動が可能か、歩行困難な状態ではないか、言語能力は正常か等から総合判断される。

酩酊運転は、自動車運転死傷行為処罰法第二条一号に規定される「正常な運転が困難な状態」、すなわち「精神的、身体的能力がアルコールによつて影響を受け、道路の状況、交通の状況に応じ、障害を発見する注意能力、これを危険と認識

し、回避方法を判断する能力、その判断に従って回避操作をする運転操作能力等が低下し、危険に的確に対処できない状態⁴⁾での運転で、酩酊運転致死傷罪が適用されるのは酩酊運転のみである。呼気中のアルコール濃度の基準はないが、最判平成二三年一〇月三十一日刑集六五巻七号一二三八頁は、被告人が事故後一ℓの水を飲んだ状態で呼気アルコール濃度〇・二五mg/ℓであった事案について酩酊運転致死傷罪を適用している。なお、最判平成二三年一〇月三十一日では、被告人は事故後に水を飲んだため不利益換算で〇・三mg（血中アルコール濃度〇・六mg/ml）と見る余地があるところ、それでも「一般に広く用いられている四段階の酩酊度を示す数値の中では、最も低い『微酔』（血中アルコール濃度〇・五〜一・五mg/ml）あるいは『ほろ酔い初期』（血中アルコール濃度〇・五〜一・八mg/ml）の中でも最も低い数値に近い値であり、上記被告人に不利益に見積もった〇・三mgという値は、それを若干上回る値にすぎない（なお、文献によれば、近年の欧米各国における飲酒運転とみなす基準は、血液一ml中で、アメリカ〇・八mg、イギリス〇・八mg、フランス〇・八mg（〇・五mg〜〇・八mgは違警罪）、ドイツ〇・五mg等となっている。）」ことから、酩酊状態であったとは言い難いとの田原睦夫裁判官

による反対意見がある。一方、厚生労働省は、単純酩酊のステージを爽快期（血中アルコール濃度〇・二〜〇・四mg/ml）、ほろ酔い期（同〇・五〜一・〇mg/ml）、酩酊初期（同二・一〜一・五mg/ml）、酩酊極期（同二・六〜三・〇mg/ml）、泥酔期（同三・一〜四・〇mg/ml）、昏睡期（同四・一mg/ml以上）の六段階に区分している⁵⁾。

本件事案での被告人の呼気アルコール濃度は事故から四四分後の段階で〇・五五mg/ℓ（血中アルコール濃度一・一mg/ml）であるから、アルコール耐性には個人差があるものの、アルコール濃度に限れば厚生労働省の区分では酩酊初期に当たり、田原反対意見の指摘する上記の欧米各国の飲酒運転基準をも大幅に上回る。従って、客観的には酩酊運転の程度に至っていたと見ることができよう。それでは、主観的にはどうか。酩酊運転致死傷罪の故意は、行為者自身がアルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」となる具体的なおそれがあることの認識が必要と解される⁶⁾。そして本件事案では、「酒による身体の変調についての自覚もあり、特段運転中に意識を失ったりすることもなく、自分の行った危険な運転行為について余すところなく認識している」から、本罪の故意を容易に肯定することができよう。以上から、被告人の運

転行為が酩酊運転に該当すること自体は疑いない。

しかし、当該酩酊運転に「よって、……人を死亡させた」と言えるかについては、慎重な検討を要する。運転者がアルコール等を摂取し酩酊していたが、その影響なしに運転操作を誤って人を死傷させた場合には、過失運転致死傷罪と酒酔い運転罪（五年以上の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）または過労運転等罪（道交法第六六条、同法第一一七条の二第三号、五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）の併合罪となり、法定刑の上限は懲役一〇年六月となる（ただし本件では、ひき逃げ運転における救護義務違反罪、同報告義務違反罪も成立するから、法定刑の上限は懲役一五年となる）。従って、酩酊運転致死傷罪の成立を認めるためには、行為者の運転行為が酩酊運転であっただけでは足りず、さらに酩酊運転と死傷との因果関係をも肯定しなければならない。そこで本件では、被害者四名を死傷させるに至った、約一五秒ないし二〇秒程度、顔を真下に向けてスマートフォンを画面を注視しての運転が、アルコールの影響によるものと言えるかが問題となる。

これにつき、被告人らは、普段酒を飲んでいないときにもスマートフォンを操作するなどしてよそ見をしながら運転す

ることがあったなどと主張した。すなわち、運転行為自体は酩酊運転であったものの、死傷の結果自体はアルコールの影響によるものではないというのである。札幌地検も、当初はそうように考えて、酩酊運転致死傷罪ではなく過失運転致死傷罪等を訴因として公訴提起したのである。

しかし、札幌地検は上述したように酩酊運転致死傷罪に訴因変更した。そして本判決も、被告人が歩行者の確認をまったく意識していなかった点、二、三秒程度であればともかく一五秒から二〇秒にわたってスマートフォンに気を取られていた点を挙げ、「このような単なる油断では説明の付かないような著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的に見て、まさにその酒の影響によるものとしか考えられない」「仮に、被告人が本件事故の直後、事故の原因が酒ではなく普段の『よそ見』と同じだと考えていたというのであれば、その判断自体がまさにアルコールの影響で相当鈍っているとしか言いようがない」などと厳しく断じ、アルコールの影響による死傷の結果発生を認めている。前掲最判平成二三年一〇月三十一日も、被告人が飲酒のうえ、前方を向いていれば被害車両に衝突の約九秒前から認識できる状況において、八秒程度まで被害車両の存在に気づかず自車を走行させて追突させ被害者ら

を死傷させた事案について、「被告人が、自車を時速約一〇〇kmで高速度走行させていたにもかかわらず八秒程度にわたって被害車両の存在を認識していなかった理由は、その間終始前方を見ていなかったか、前方を見ることがあっても被害車両を認識することができない状態にあったかのいずれかということになる。認識可能なものが注意力を欠いて認識できない後者の場合はもちろんのこと、前者の場合であっても、約八秒間の長い間、特段の理由もなく前方を見ないまま高速度走行して危険な運転を継続したということになり、被告人は、いずれにしても、正常な状態にある運転者では通常考え難い異常な状態で自車を走行させていたというほかない。そして、被告人が前記のとおり飲酒のため酩酊状態にあったことなどの本件証拠関係の下では、被告人は、飲酒酩酊により上記のような状態にあったと認定するのが相当である。」として、酩酊運転致死傷罪の成立を認めている。すなわち、一定量のアルコールを体内に保有し、かつ異常な前方不注視の運転を長時間継続して死傷の結果を発生させた場合について、このような前方不注視はそもそも飲酒酩酊していなければあり得ないと認定して、酩酊運転致死傷罪の成立を認めたのである。本判決も、この最高裁の認定方法を踏襲したものと

と思われる。

もつとも、本件事案では、被告人の呼気アルコール濃度は最判平成二三年一〇月三一日の事案を大きく上回るものの、スマートフォンを見続けるという「よそ見」で被害者を死傷させた点について、それがアルコールの影響によると言えるかとの反論を差し挟む余地を若干残している。スマートフォンを見ながらのよそ見運転は社会問題化しており、道交法も平成一六年の改正で、第七一条五の五、第二百二十条第一項第十一号においてスマートフォンを注視しながらの自動車等の運転を処罰している。しかも、本件事案で被告人が運転中に立ち上げていたアプリケーションはLINEであったから、本判決が言うように、「例えば酒も飲んでいない人の注意を引きつけてやまないような特異な画面があるとはとても思われない。」として、アルコールの影響を認定することは可能であろう。しかし、運転中であっても、画面を長時間注視することが「特異」とまでは必ずしも言い難いアプリケーションであったらどうか。近年は、カーナビの代わりに、大型化、高性能化したスマートフォンのGPS機能と連携する地図アプリケーションを用いる「カースマ」が自動車運転者の間で流行している。そこで、例えば、行為者がスマートフォン

ンの画面を注視しながらの飲酒運転で被害者を死傷させたとして、その際にスマートフォンで立ち上げていたアプリケーションがカースマ用アプリケーションであったならば、あるいはアルコールの影響による死傷であるとは容易に認定できないかもしれない。慎重かつ具体的な事実認定が要求されよう。

二 第二は、本件について危険運転致死傷罪等の主位的訴因の罰条を適用するとして、同種事件について過去に類を見ない懲役二二年という重い量刑が、従来の量刑相場に照らし妥当であったかという点である。

危険運転致死傷罪の科刑の範囲は、危険運転致死傷罪で懲役一月から懲役一五年、危険運転致死罪で懲役一年から懲役二〇年といずれも広い。そして本罪の量刑相場は、格別の事情がなければ、死亡者一名の事案では懲役四〜五年前後が一般的であり、これは従来の業務上過失致死罪の相場の二倍程度であること、死亡者一名の傷害致死罪の量刑相場が懲役四年から五年であることからして、均衡はとれているとの指摘がある⁸⁾。もっとも、無保険であるなどして被害弁済が不確実であったり、無免許、前科、危険運転の内容が特に悪質である

などの格別の事情がある場合には、一名死亡事案であっても懲役七〜一〇年が選択される傾向にある⁹⁾。これに対し、被害者が多数死亡した事案では、以下のように、危険運転致死傷罪単独での法定刑の上限である、懲役二〇年近辺に量刑が集まる傾向にある¹⁰⁾。

名古屋高判平成一九年二月二五日高検速報七二九号は、被告人が、酒気帯びのうえ赤信号で交差点に高速度で進入し、青信号で交差道路から進入した自動車と衝突して四名が死亡、二名が負傷した事案につき、赤信号無視運転致死傷罪の成立を認め、量刑を懲役一八年とした。

東京高判平成二二年一月二七日高検速報三四一一号は、被告人が、酒の影響により前方注視及び運転操作が困難な状態（事故二時間後の血中アルコール濃度二・二mg/ml）で普通乗用自動車の時速約一〇〇ないし一二〇kmの速度で走行させて対向車線に進出させ、対向車二台と衝突して、二名（当時各五六歳）が死亡、五名が負傷した事案について、酩酊運転致死傷罪の成立を認め、求刑懲役二〇年にに対し量刑を懲役一六年とした。刑を軽減すべき事情としては、被告人車両に対人無制限の任意保険が掛けられており、損害賠償が十分見込まれること、飲酒運転についての根深い常習性があるが、こ

れまでしたる前科前歴もないこと、妻や実母も、その更生に協力する旨公判廷で述べていること、一定の謝罪や反省の態度を示していること等が挙げられた。

最判平成二三年一〇月三十一日は、飲酒酩酊状態（事故後一ℓの水を飲んだ状態での呼気アルコール濃度〇・二五mg/ℓ）にあった被告人が直進道路において高速で自動車を運転中、先行車両に追突して海中に転落させ、三名（当時一歳、三歳、四歳）が溺死、運転者（当時三三歳）及びその妻（当時二九歳）が負傷（ともに加療約三週間を要する全身擦過傷等）したうえ、負傷者を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時場所等を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった事案について、酩酊運転致死傷罪の成立を認め、量刑を懲役二〇年（第一審求刑は懲役二五年）とした。刑を軽減すべき事情としては、自首が成立していること（ただし被告人が犯人であることの発覚は必至の状況下での自首であって、量刑上さほど重視することはできない）、被害者らに謝罪する姿勢を示していること、懲戒免職となっており社会的制裁を受けていること、前科はないこと、被告人の親族が被告人の更生に協力する姿勢であること等が挙げられた。

本件の被害者数は死亡者三名、負傷者一名で、最判平成二

三年一〇月三十一日のそれとほぼ同等である。しかし、本件の負傷者数は最判平成二三年一〇月三十一日の二名に対し一名とはいえ、負傷の程度は非常に重い。さらに死傷した被害者らの年齢等に鑑み予想される慰謝料、逸失利益等の民事上の損害額をも考慮すれば、本件の被害は最判平成二三年一〇月三十一日のそれを一部において上回る。これらの点に鑑み、本判決が懲役二二年を選択したのは妥当であるように思われる。もっとも、最判平成二三年一〇月三十一日の第一審の求刑は懲役二五年であつたのに対し、本件の求刑は量刑と同じ懲役二二年とやや軽い。量刑は求刑の八掛けという実務上の相場^①に照らせば、本件における求刑が例えば懲役二七～二八年であつたとしても、不当に重いとは言えまい。裁判員裁判において求刑と同じ量刑が選択されたということを考慮すると、そもそも求刑自体が軽すぎたようにも思われるし、最判平成二三年一〇月三十一日と比較しても、求刑を少なくとも懲役二五年程度とすることは妥当性があつたはずである。あるいは、主位的訴因ではなく予備的訴因で判決がなされた場合を檢察官が想定して、求刑を若干低めにしたというのであれば、予備的訴因についても別個の求刑があることから見て大いに疑問である。

三 第三は、本件において、札幌地検が当初は訴因を過失運転致死傷罪等とし、その後に遺族らにより行われた署名活動等を受けて訴因を変更、追加して、主位的訴因を危険運転致死傷罪、救護義務違反罪、同報告義務違反罪、予備的訴因を過失運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪、酒気帯び運転罪としたところ、このような署名活動等を受けたうえでの訴因変更、追加がはたして妥当であったかという点である。

危険運転致死傷罪は構成要件が緻密であるため、実務において、検察官が本罪を訴因に記載したものの、危険運転との認定が危ぶまれることがある。具体的には、酩酊運転致死傷罪では、本件のように、飲酒運転で死傷事故を惹起した事案について、飲酒運転の程度が酩酊運転に該当する程度であったか、該当するとしても酩酊運転が加重的結果としての死傷と因果関係を有していたかが問題となる。制御困難運転致死傷罪では、制御困難といえる程度に達していたか、そして制御困難運転が死傷と因果関係を有していたかが問題となる。赤信号無視運転致死傷罪では、赤信号を「殊更に無視」する積極的意図があったか、そして赤信号無視運転が死傷と因果関係を有していたかが問題となる。

これらの点につき疑念の残る場合について、検察官は、起訴の際に危険運転致死傷罪を主位的訴因（本位的訴因）、過失運転致死傷罪（法改正前は業務上過失致死傷罪あるいは自動車運転過失致死傷罪）及び酒酔い運転罪等の道交法上の罪を予備的訴因として起訴状に記載し、危険運転致死傷罪が裁判所によって認められない場合に備えることがある。実際に予備的訴因が活用された例は、千葉地判平成一六年五月七日判タ一一五九号一一八頁（主位的訴因である制御困難運転致死罪の成立を認めず予備的訴因である業務上過失致死罪の成立を認めた）、高松高判平成一八年一〇月二四日高刑速平成一八年四四七号三九一頁（主位的訴因である赤信号無視運転致死傷罪の成立を認めた）、前掲名古屋公判平成一九年一二月二五日（主位的訴因である赤信号無視運転致死罪の成立を認めた）、松山地判平成二〇年一月一七日判タ一二九一号三一頁（主位的訴因である制御困難運転致死罪の成立を認めず予備的訴因である業務上過失致死罪の成立を認めた）、名古屋地判平成二一年八月一〇日（判例集未登載）（主位的訴因である信号無視運転致死罪の成立を認めず予備的訴因である業務上過失致死罪の成立を認めた）、前掲最判平成二三年一〇月三一日（主位的訴因である酩酊運転致死傷罪の成立を認めた）

料
など多数ある。

資

もつとも、確実な嫌疑に基づいて公訴提起しようとする檢察官にとって、予備的訴因や択一的訴因の記載（刑事訴訟法第二五六条第五項）は抵抗があるため、一般的には、当初から予備的訴因が用いられることは稀で、証拠調べの結果に応じて予備的訴因が追加されることがあるにとどまる。⁽¹²⁾名古屋地判平成二十一年八月一〇日、最判平成二十三年一〇月三十一日なども、檢察官が当初は起訴状に酒酔い運転罪、業務上過失致死傷罪を訴因として記載し、後に訴因の変更、追加を行い危険運転致死傷罪を主位的訴因としている。そして本件と最判平成二十三年一〇月三十一日では、このような訴因の変更、追加が、危険運転致死傷罪の適用を求める署名活動の末に行われた。しかし、法の安定性に鑑みるならば、訴因が署名活動により変更されるというのは到底妥当とは言えない。そもそも、本件において、檢察官が当初から予備的訴因を活用していれば、署名活動による訴因変更という事態には至らなかつたはずである。飲酒運転事故に対する市民感情が非常に厳しいこと、危険運転致死事件が裁判員裁判の対象事件であること等も考慮し、少なくとも危険運転致死傷罪に関しては、檢察官は、当初からの予備的訴因の起訴状への記載を積極的に

検討すべきではないか。

- (1) 読売新聞平成二六年十一月一日東京朝刊道社A面三五頁。
- (2) 危険運転致死傷罪は基本犯となる道交法の罪と法条競合の関係にあり、重い危険運転致死傷罪のみが成立する（西田典之『刑法各論』（第六版・二〇二二年）五四頁、大谷實『刑法講義各論』（新版第四版・二〇一三年）四六頁（ただし同『刑法講義各論』（新版第四版補訂版・二〇一五年）五五頁以下では当該記述が削除されている）、高橋則夫『刑法各論』（第二版・二〇一四年）八一頁。従って、酩酊運転致死傷罪が適用される場合には、道交法上の酒酔い運転罪は適用されない。
- (3) 呼気中アルコール濃度（mg/l） $\parallel$ 五 $\times$ 血中アルコール濃度（%） $\parallel$ 〇・五 $\times$ 血中アルコール濃度（mg/ml）である。
- (4) 最判平成二十三年一〇月三十一日刑集六五巻七号一一三八頁。
- (5) <http://www.ehealthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya020.html>
- (6) 山口厚『刑法各論』（第二版・二〇一〇年）五三頁、高橋・前掲書八〇頁。
- (7) 原田國男『量刑判断の実際』（第三版・二〇〇八年）三九三頁は、平成一四・一五年の判例を多数参照したうえで、「誤解を恐れず、極めて大雑把に言えば、求刑が懲役六年で、判決は懲役四年が多く、……当面懲役四年前後が標準科刑であるといえよう。」とする。東京地八王子支判平成一九年三月二

二日（判例集未登載）（制御困難運転致死罪、死亡者一名、懲役六年）、名古屋高判平成二一年七月二七日高検速報七三七号（赤信号無視運転致死罪、死亡者一名、懲役五年）、東京高判平成二二年九月二八日東高判報六一卷二二七頁（制御困難運転致死罪、死亡者一名、負傷者二名、懲役三年）等の近年の判例に鑑みるに、この量刑相場は現在においても大きな変化はないと言ってよいであろう。

（8） 原田『裁判員裁判と量刑法』（二〇一一年）二四九頁。

（9） 仙台地判平成一八年一〇月三日（判例集未登載）（酩酊運転致死罪、懲役七年）、最判平成二〇年一〇月一六日刑集六二卷九号二七九七頁（赤信号無視運転致死罪、懲役一〇年）、大阪地堺支判平成二二年七月二日（判例集未登載）（酩酊運転致死罪、懲役七年）、札幌地判平成二四年六月八日（判例集未登載）（酩酊運転致死傷罪、死亡者一名、負傷者二名、懲役一〇年）など。

（10） 原田『裁判員裁判と量刑法』二五〇頁。

（11） 松本時夫「量刑の手続」熊谷弘他編『公判法大系Ⅲ』（一九七五年）六〇頁、菊田幸一『犯罪学』（七訂版・二〇〇九年）一五一、一五二頁。

（12） 松尾浩也『刑事訴訟法（上）』（新版・一九九九年）一四七頁、上口裕『刑事訴訟法』（第四版・二〇一五年）二三八頁。